

需要想定要領の変更について (第 5 号議案説明資料)

2020年 5 月20日

電力広域的運営推進機関

- 1. 変更の背景
- 2. まとめ

「特別調達電源」スキームの導入

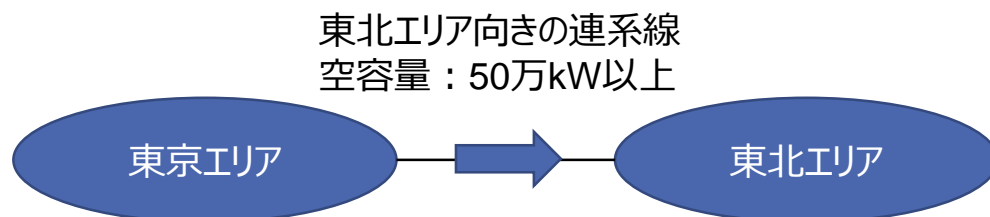
- 「特別調達電源」スキームとは、2024年度に容量市場が開設されるまでの間、小売事業者が確保する供給力が不足した場合、一般送配電事業者が代わりに供給力を調達するスキームで、第29回制度検討作業部会（2019/2/28）においてその必要性が整理されたもの。このスキームは2021年度から導入する。
- 具体的には、調達が必要な場合は一般送配電事業者が調達主体となり、調達対象年度の前年度に公募にて調達する。ただし、どのエリアでどれだけの量を調達するかについては、事前に本機関にて決定する。さらにどのエリアから調達するかについても、調達の確実性、経済合理性を高めるべく、連系線を活用した広域的な調達が行われるよう、本機関にて決定する。

＜必要量や調達エリアの算定例＞

- ・東北エリアにて必要量が50万kWであり、東京・東北エリア間の連系線が、東北向きに50万kW以上空いている場合



- ・調達必要エリア：
東北エリア
- ・公募実施者：
東北電力ネットワーク株式会社
- ・必要量：
50万kW
- ・調達先となるエリア：
東京エリア・東北エリア

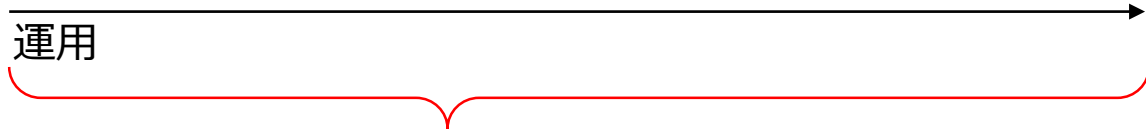


- 本機関にて調達に必要な量等を算定する方法は、毎年、各電気事業者が作成する供給計画を取り纏めて需給バランスを評価（需要に対して電力を安定的に供給できる供給力が確保されていることの確認）する中で算定する。

| 調達必要前年度 | | | | | 調達必要対象年度 | | | | | | | | | | | |
|---------|----|-----|----|-----|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|--|
| 3月 | 4月 | ... | 9月 | ... | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ... | |

△本機関にて必要量等を算定（供給計画取り纏め時に実施）

△一般送配電事業者にて公募（翌年度を対象）



本スキーム導入前の供給計画：対象年度（供給計画上の第2年度）の需給バランスは年間1断面で評価



本スキーム導入後の供給計画：当該年度の需給バランスを月別に評価することで、公募調達を必要とする時期・量をきめ細かく算定でき、調達費用の合理性を高めることが可能



月別の需給バランス評価を行うために、評価要素の1つである需要想定についても月別実施する必要あり

■ 供給計画とは

- 電気事業法第29条の規定に基づき、電気事業者が作成する今後10年間の電気の供給並びに電源や送電線等の開発についての計画であり、本機関は、供給計画の取りまとめにあたり、すべての消費者が低廉で安定した電気をご使用いただけるよう、短期・長期の電力需給の見通しを評価するとともに、電源や送電線の開発計画等が適切になされているかを確認している。

■ 需要想定とは

- 需要想定とは将来にわたっての全国およびエリアの電力需要を見通すことにより、供給計画における需給バランス評価並びに流通設備計画等の策定の前提諸元とするもの。
- 需要想定の手法等に関する具体的な事項を定め、各エリアで一般送配電事業者が行う需要想定のプロセスに差異が生じないようにするために、当機関として「需要想定要領」を定めている。

仮に手法等に関する具体的な事項を定めず想定を行った場合、各エリアで想定内容にバラつきが生じ、想定結果の信頼性を損なうことになる。

- 「特別調達電源」スキームの導入にあたり、調達が必要となる場合でも、調達費用の合理性を高めるべく、必要とする時期・量をきめ細かく算定することが重要。
- その為、具体的な算定手段となる供給計画取り纏め時の需給バランス評価について、算定対象となる年度（供給計画上の第2年度）を月別に評価すべく、需要想定についても月別を実施することが必要。
- よって、需要想定業務のあり方を規定する「需要想定要領」について、該当年度（供給計画上の第2年度）を年間1断面から月別に想定を実施するよう変更する。
- その他今回の変更に加え、需要想定実務の実態に合わせた軽微な変更についても実施する。